

## 災害時における相互援助に関する協定

首都圏県都市長懇話会を構成する水戸市、前橋市、宇都宮市、千葉市、浦和市、甲府市及び横浜市（以下「県都」という。）は、大規模な災害が発生し、被災県都独自では十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、他の県都が相互に援助協力し、被災県都の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （援助の種類）

第1条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助及び情報収集の活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
- (5) 救援・救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (6) 医療機関への被災傷病者等の受入れ
- (7) 教育機関への被災児童・生徒の受入れ
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(援助の要請)

第2条 被災県都が援助の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主援助)

第3条 大規模災害の発生により、被災県都との連絡がとれない場合で、緊急に援助をすることが必要であると認められるときは、他の県都は自主的な判断に基づき必要な援助を行う。

- 2 自主援助した県都は、援助内容等を被災県都に速やかに連絡する。
- 3 自主援助した県都は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災県都に提供する。

(援助経費の負担)

第4条 援助に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、援助県都が負担するものとする。
- (2) 前後に掲げるもののほか、援助物資の調達その他援助に要した経費は、被災県都が負担するものとする。ただし、この規定により難い場合は、別途協議するものとする。

(受入体制の整備)

第5条 各県都は、災害時における他の県都からの援助物資及び派遣職員を受け入れるための場所又は施設を定めるものとする。

(通信体制の整備)

第6条 各県都は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努めるものとする。

(協定に関する協議)

第7条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、防災担当者連絡会議において、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに 常に情報の交換に努めるものとする。

(訓練の実施)

第8条 各県都は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日等)

第10条 この協定は、平成8年10月23日から施行する。

2 災害時における相互援助に関する協定（昭和61年11月28日締結）は廃止する。

この協定の締結を証するため、県都記名押印のうえ、それぞれ  
1通を保有する。

平成8年10月23日